

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人大阪教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員賞与（期末特別手当）については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

大阪教育大学は、教員養成機能における広域の拠点的作用を担い、教員養成機能の高度化に取り組むことを目標としており、学長のリーダーシップのもと、教育委員会や他大学と連携しながら、様々な事業を展開し、大学改革及び機能強化を推進している。

そうした中で、本法人の長は非常勤を含めれば職員数が1千人を超え、約1万人の学生及び生徒等を預かる規模を有する法人を代表し、その業務を総理するとともに、学長として、校務を司り、所属職員を統督し、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

また、その報酬額は、人数規模が同規模である民間企業役員年間報酬額約2,618万円及び事務次官の年間給与額約2,044万円並びに私大学学長月額給与額約100万円と比較した場合、その水準を下回るものとなっている。

さらに、大阪教育大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員との比較等を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

該当者なし

監事

改定なし

監事(非常勤) (改定なし)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	15,967	10,654	4,112	1,065 (地域手当) 135 (通勤手当)		3月31日	
A理事	13,796	9,030	3,485	903 (地域手当) 378 (通勤手当)			
B理事	12,741	8,402	3,242	840 (地域手当) 256 (通勤手当)			
C理事	12,789	8,402	3,242	840 (地域手当) 304 (通勤手当)		3月31日	
D理事	10,864	7,005	2,786	980 (地域手当) 91 (通勤手当)			◇
A監事	11,808	7,795	3,008	779 (地域手当) 224 (通勤手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	256	252		4 (交通費)		3月31日	

注1:「地域手当」とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して措置が必要と認められる地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

「役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるため退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者とする。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 13,579 (51,601)	年 10 (40)	月 0 (0)	平成26年 3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての在職期間における当該退職役員の職務実績を勘案し、業績勘案率を1.0とすることを経営協議会において決定した。
理事	千円 6,425	年 6	月 0	平成26年 3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての在職期間における当該退職役員の職務実績を勘案し、業績勘案率を1.0とすることを経営協議会において決定した。
監事	千円 5,961	年 6	月 0	平成26年 3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての在職期間における当該退職役員の職務実績を勘案し、業績勘案率を1.0とすることを経営協議会において決定した。

注1:法人の長については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

効率的な大学運営に資する観点から職員配置の年次計画を策定し、各年度における業務等を精査し、学内組織の職員数の適正化を推進することにより人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人大阪教育大学の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう考えている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

組織の目標達成に向け、職員のインセンティブを高めるため、大学教員については、教育活動、研究活動、社会貢献活動等で評価し、附属教員及び事務系職員については、自己点検・評価のシステムを実施し、これら評価結果に基づき、一定の枠内で給与等に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績等に応じて決定される割合(成績率)に基づき支給する。
基本給 (昇格・降格)	勤務成績等に応じ、従事する職務に応じた級に昇格又は下位の級に降格させることができる。
基本給 (査定昇給)	勤務成績の区分に応じて昇給させる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

平成25年4月から

- (1) 人事院規則(初任給、昇格、昇給等の基準)の改正(平成25年1月1日施行)を踏まえ、50歳台後半層における官民の給与差に対応するため、昇格時号俸対応表を改正
- (2) 人事院規則(平成25年4月1日における号俸の調整)の制定を踏まえ、若年・中堅層の号俸を1号俸上位に調整
- (3) 公立学校との人事交流を行っている附属学校園の教員について、公立学校教員との給与格差の改善を図るための臨時特例減額に対する緩和措置(賞与の回復措置)を行った。

平成26年1月から

- (1) 給与法の改正(平成26年1月1日施行)を踏まえ、55歳以上の職員は、標準以下の勤務成績では昇給しない(現行は2号俸昇給)こととし、勤務成績が「特に良好」の場合は、1号俸(現行3号俸)、「極めて良好」の場合は2号俸以上(現行4号俸以上)の昇給とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	514	46.4	7,297	5,452	185	1,845
事務・技術	110	42.3	5,464	4,156	140	1,308
教育職種 (大学教員)	221	52.6	8,649	6,410	246	2,239
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	72	45.4	7,312	5,472	171	1,840
教育職種(附属義務 教育学校教員)	106	38.5	6,407	4,810	113	1,597
教育職種 (外国人教師等)	2					
その他医療職種 (看護師)	1					

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
-------	-------	--	--	--	--	--

再任用職員	7	63.6	4,461	3,800	228	661
事務・技術	3	63.5	3,844	3,280	180	564
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (附属高校教員)	4	63.8	4,924	4,191	265	733

非常勤職員	該当者なし					
-------	-------	--	--	--	--	--

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の「技能・労務職種」、「教育職種(外国人教師等)」及び「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2人以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員、附属中学校教員で附属高等学校に併任している者を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「技能・労務職種」は、調理師である。

(年俸制適用者)

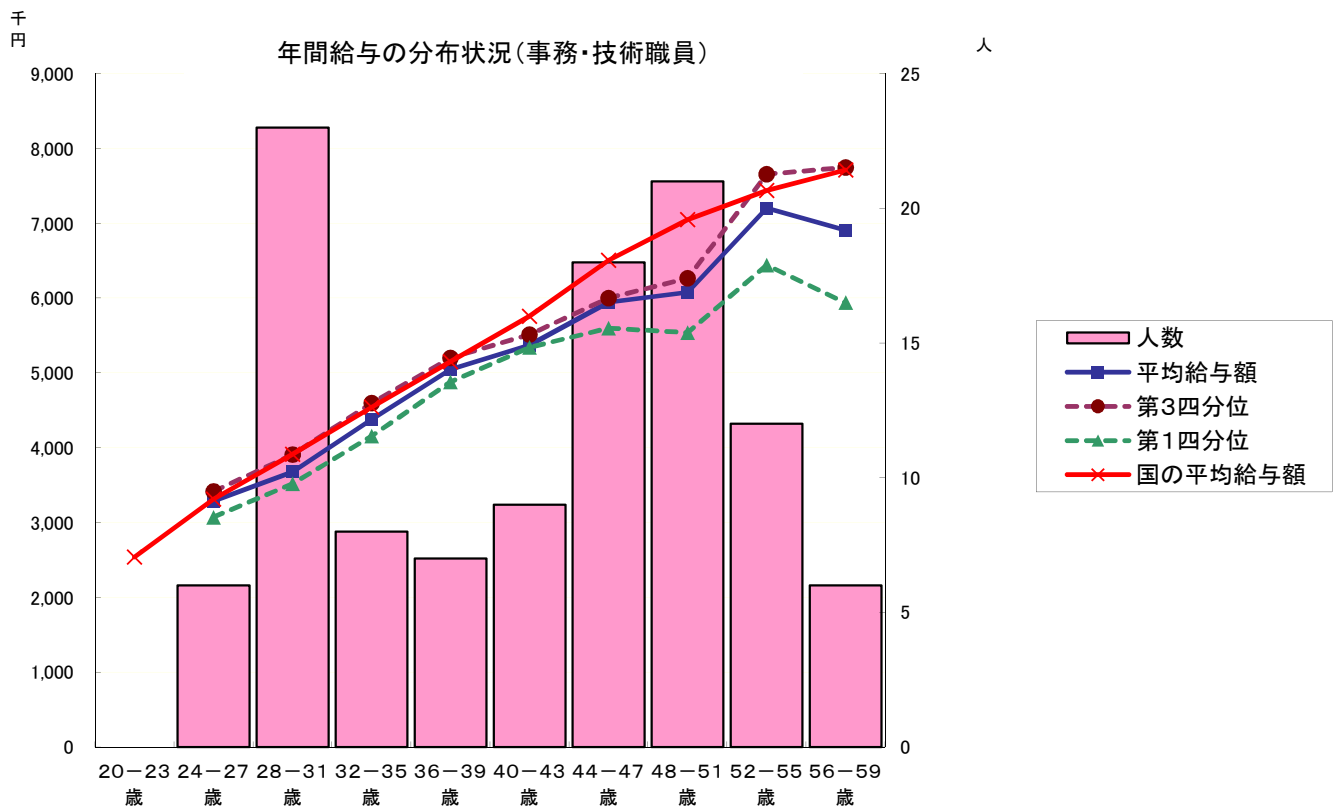
区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人 10	歳 48.2	千円 5,083	千円 5,083	千円 202	千円 0
事務・技術	人 7	歳 48.8	千円 4,793	千円 4,793	千円 220	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 46.8	千円 5,761	千円 5,761	千円 161	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員、在外職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2:再任用職員については、該当者が2人以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

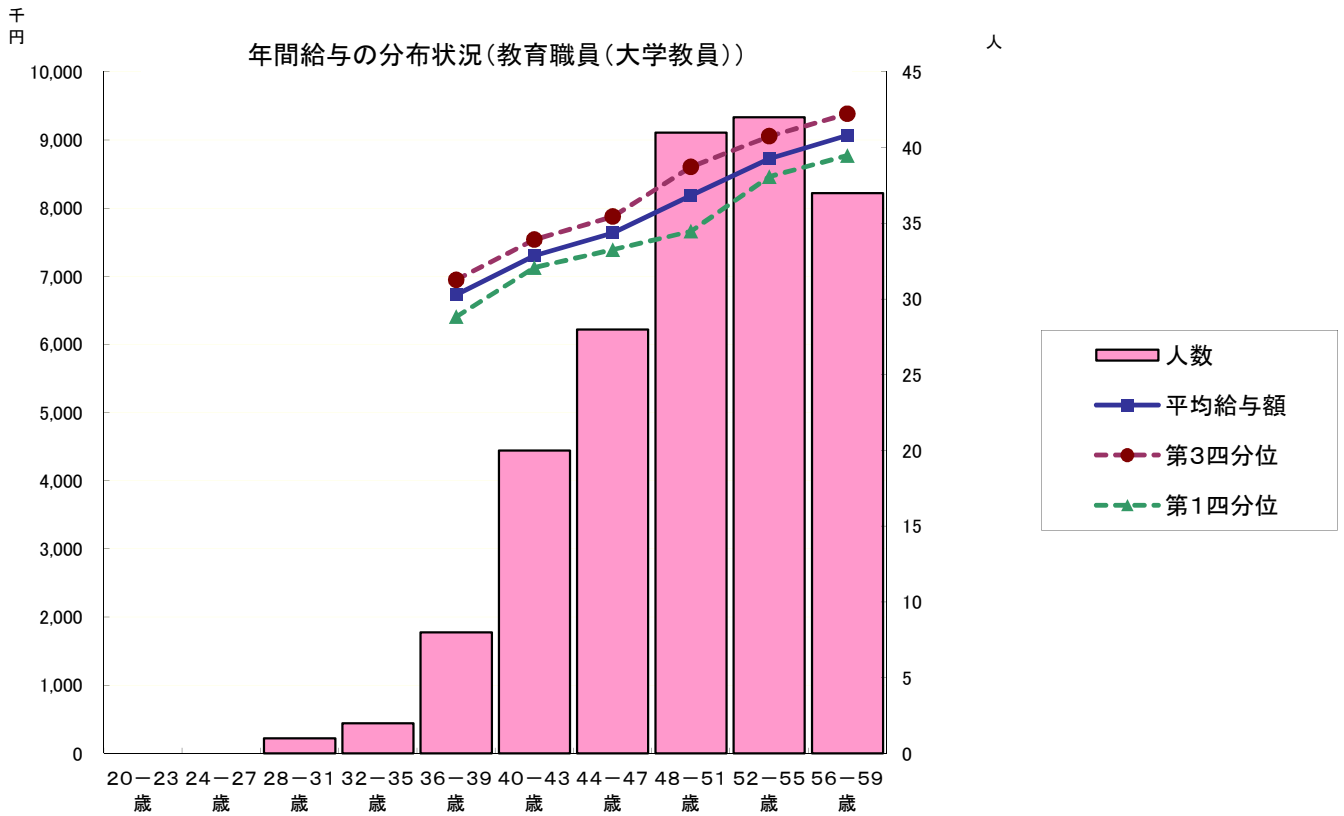


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	2		—	—	—
課長	15	52.6	6,688	7,485	7,903
課長代理	8	50.0	6,003	6,351	6,441
係長	43	45.7	5,202	5,513	5,779
主任	10	43.4	4,362	4,938	5,709
係員	32	29.8	3,358	3,687	3,909

注:「部長」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は1人、年齢32～35歳の該当者は2人のため、それぞれ当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	141	56.4	8,596	8,956	9,367
准教授	74	46.1	7,296	7,528	7,802
講師	6	41.3	5,560	6,207	7,062

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	部長 課長	課長 課長代理	課長代理 係長	係長 主任等	主任 係員	係員
人員(割合)	110 人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	2 (1.8%)	6 (5.5%)	10 (9.1%)	13 (11.8%)	43 (39.1%)	28 (25.5%)	8 (7.3%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	58 45	59 49	59 47	59 35	48 27	29 24
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	6,738 5,809	5,883 4,506	4,992 4,417	4,524 2,971	3,712 2,508	2,855 2,250
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	8,825 7,745	7,701 6,266	6,697 5,899	6,139 3,910	4,744 3,297	3,656 2,953

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)～(最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	助手
人員(割合)	221 人	141 (63.8%) 人	74 (33.5%) 人	6 (2.7%) 人	(%) 人	(%) 人
年齢(最高～最低)		64 42 歳	59 36 歳	54 31 歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		8,210 5,389 千円	6,635 4,602 千円	5,306 3,984 千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		11,041 7,327 千円	8,834 6,238 千円	7,164 5,397 千円	千円	千円

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	61.5%	64.9%	63.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.5%	35.1%	36.8%
	最高～最低	45.2 }	41.8 }	43.4 }
		31.8	30.7	31.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.6%	66.9%	65.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.4%	33.1%	34.7%
	最高～最低	43.3 }	38.0 }	39.3 }
		30.6	29.0	30.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	63.1%	67.1%	65.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.9%	32.9%	34.9%
	最高～最低	39.9 }	36.0 }	36.0 }
		32.0	30.4	32.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.2%	67.0%	65.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.8%	33.0%	34.4%
	最高～最低	39.9 }	36.0 }	37.9 }
		32.1	29.6	30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

92.3

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

103.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

98.8

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 92.3
	参考
	地域勘案 98.7 学歴勘案 91.1 地域・学歴勘案 98.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 65% (国からの財政支出額 7,081百万円、支出予算の総額 10,833百万円：平成25年度予算)</p> <p>【検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていることから、給与水準は適切であると考え。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も引き続き、適正な給与水準を維持するよう努める。

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.9

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の国の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,703,376	4,768,593	△ 65,217	(△1.4)	△ 468,792	(△9.1)
退職手当支給額 (B)	685,459	541,084	144,375	(26.7)	194,427	(39.6)
非常勤役職員等給与 (C)	689,511	695,135	△ 5,624	(△0.8)	50,115	(7.8)
福利厚生費 (D)	719,065	696,866	22,199	(3.2)	29,590	(4.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,797,411	6,701,678	95,733	(1.4)	△ 194,660	(△2.8)

注：「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「8役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

○給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」については、附属学校教員給与の臨時特例減額に対する緩和措置等の増額要因があったが、前年度10ヶ月間適用された臨時特例減額が12ヶ月間適用されたことに加え、常勤職員の採用を計画的に抑制し人員削減を進めたことによる職員数の減、年俸制適用職員や再雇用職員の活用及び一人当たりの年間給与額を全体的に抑制したことにより、前年度比△1.4%となった。

「最広義人件費」については、「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役職員等給与」が減少したにもかかわらず、「退職手当支給額」が増加したため、前年度比1.4%となった。

○特例法に基づく給与減額について

平成25年度における特例法に基づく給与減額は、事務系職員(「事務・技術職種」及び「技能・労務職種」)△61,611千円、大学教員(「教育職種(大学教員)」)△200,161千円、附属学校教員(「教育職種(附属高校教員)」及び「教育職種(附属義務教育教員)」)△61,552千円、役員△8,291千円となり、総計で△331,617千円となった。

○「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員については、平成25年4月に、職員については、平成25年1月にそれぞれ退職手当規程を改正した。

・役員に関する講じた措置の概要

調整率を以下のとおり段階的に引下げることとした。

平成25年 4月1日～平成25年9月30日 100分の98

平成25年10月1日～平成26年6月30日 100分の92

平成26年 7月1日～ 100分の87

・職員に関する講じた措置の概要

調整率を以下のとおり段階的に引下げることとした。

平成25年 1月1日～平成25年9月30日 100分の98

平成25年10月1日～平成26年6月30日 100分の92

平成26年 7月1日～ 100分の87

なお、上記閣議決定にあった、早期退職募集制度については、現在検討中である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

○Ⅱ-2-⑤職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標について

この比較指標については、地域手当を含んだ年額にて算出している。地域手当は、国に準拠する場合、本学の大阪府内の各事業所は、支給率が、15%(大阪市)、10%(池田市)及び3%(柏原市)の地域に該当することとなるが、管理運営の必要性から、府内の事業所は10%(大阪府の区域)地域とし、府内統一の取扱いとしている。